## メンバーズローン規約/個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項

## 一部改定のお知らせ

2017年 11 月 26 日をもってメンバーズローン規約及び個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項を 改定いたしますのでご案内いたします。主な改定箇所は以下のとおりです。

## ■メンバーズローン規約 新旧対照表

# 第4条(利息及び遅延損害金)

(1) 融資利率は別途書面でお知らせします。第1回利息については、融資実行日の翌日から第1回目の支払日までの日数に応じた金額を、また第2回目以降の利息については前回の支払日の翌日から次回の支払日までの日数に応じた金額を支払うものとします。なお、融資の当日にお支

払いされた場合でも、一日分の利息をいただきます。

改定前

- (2) 甲が返済金の支払を遅延した場合、または第6条により期限の利益を喪失した場合は、その翌日から完済の日まで、未払債務について融資利率の1.46倍の実質年率(ただし、年20.0%を上限とします)で計算された額の遅延損害金を支払うものとします。
- (3) (略)
- (4) 利息及び遅延損害金は、当該年率を基礎として日割り計算を行います。
- (5) (略)

## 第4条(利息及び遅延損害金)

(1) 融資利率は別途書面でお知らせします。<u>初回</u>利息については、融資実行の日の翌日から翌々月4日までの日数に応じた金額を、また第2回目以降の利息については前回の支払日が属する月の5日から翌月4日までの日数に応じた金額を支払うものとします。なお、融資の当日にお支払いされた場合でも、一日分の利息をいただきます。

改定後

- (2) 甲が返済金のお支払いを遅滞した場合は、当該金額の融資金相当分に対し、支払日の翌日から完済に至るまで、また第6条(期限の利益喪失)に該当した場合は、残債務(融資金)の全額に対し、期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで融資利率の1.46倍の実質年率(但し、年20.0%を上限とします)で計算された額の遅延損害金を支払うものとします。
- (3) (略)
- (4) 利息及び遅延損害金は、年 365 日(うるう年は年 366日) の日割計算を行います。
- (5) (略)

#### 第5条(費用の負担)

甲の都合により第3条(融資金等の返済)以外の支払方法において発生した入金費用、訪問集金費用、乙が督促手続きを行った場合の費用、支払いに関する公正証書の作成費用、または公租公課は、甲が負担するものとします。なお、本項に基づき乙が受領する諸費用は、第4条(利息及び遅延損害金)(2)に定める上限を超えないものとします。

## 第5条(費用の負担)

甲の都合により第3条(融資金等の返済)以外の支払方法において発生した入金費用、訪問集金費用、乙が督促手続きを行った場合の費用、支払いに関する公正証書の作成費用、又は公租公課は、甲が負担するものとします。なお、本項に基づき乙が受領する諸費用は、利息制限法及び、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。

## 第6条(期限の利益の喪失)

- (1) (略)
- (2) 甲が、次の各号の一つにでも該当した場合は、乙からの請求により、乙に対する一切の債務について期限の利益を失うものとし、未払債務の全額を直ちに支払うものとします。

① (略)

(新設)

② ③ (略)

## 第7条(充当順序)

甲は、本契約に基づく債務および本契約以外の乙との取引に基づく債務の全額に満たない弁済をした場合は、その返済金について、乙が適当と認める順序および方法により充当されても異議がないものとします。なお、そのお支払いが、期限の到来した債務の全額を超えている場合は、特に通知をせずに乙が適当と認める順序・方法によりいずれの期限未到来債務に充当されても異議がないものとします。

## 第9条(届出事項の変更)

- (1) 甲は申込書に記載した氏名、住所、支払口座等に関して本契約成立後変更があった場合、直ちに乙に対して書面で届出るものとします。
- (2) 甲が前項の届出を怠ったため、乙からなされた通知、または送付された書類が延着し、または到着しなかったときは、通常到着すべきときに甲に到着したものとします。

(3) (略)

## 第10条(その他承諾事項)

- (1) (略)
- (2) 甲は、甲が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」という)に該当しないこと及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、乙は、甲が次のいずれかに該当すると具体的に疑われる場合

## 第6条 (期限の利益の喪失)

(1) (略)

(2) 甲が、次の各号の一つにでも該当した場合は、乙からの 請求により、乙に対する一切の債務について期限の利益を失う ものとし、未払債務の全額を直ちに支払うものとします。

① (略)

②甲が乙との各種取引において、期限の利益を喪失したとき

③ ④ (略)

#### 第7条(充当順序)

お支払いいただく金額が支払債務全額を完済するに足りない場合は、乙は、特に通知をせずに乙が適当と認める順序・方法によりいずれの債務にも充当できるものとします。なお、そのお支払いが、期限の到来した債務の全額を超えている場合は、特に通知をせずに乙が適当と認める順序・方法によりいずれの期限未到来債務にも充当できるものとします。

#### 第9条(届出事項の変更)

- (1) 甲は、住所、氏名、電話、勤務先、支払口座、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき乙に届け出た事項等のお届け事項に変更があった場合、速やかに乙に届出るものとします。
- (2) 乙が甲から届け出があった連絡先に請求書、通知書等を 送付した場合は、それが未到着の場合でも通常どおりに到着 したものとみなします。但し、やむを得ない事情により(1) の変更手続きをとれなかった場合を除きます。

(3) (略)

## 第10条 (その他承諾事項)

(1) (略)

(2) 甲は、甲が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、又はテロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者、その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」という)に該当しないこと及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

は、当該事項に関する報告を求めることができ、乙がその 報告を求めた場合、甲は乙に対し、合理的な期間内に報告 書を提出しなければならないものとします。

なお、乙は、甲が次のいずれかに該当すると具体的に疑われ る場合は、当該事項に関する報告を求めることができ、乙が その報告を求めた場合、甲は乙に対し、合理的な期間内に報 告書を提出しなければならないものとします。

■個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項 新旧対照表 改定後 改定前 申込者(以下契約成立により申込者が会員となった場合を総 申込者(以下契約成立により申込者が会員となった場合を総 称して「会員」という)は、本同意条項及び今回お申込され 称して「会員」という)は、本同意条項及び今回お申込され る取引の規約等に同意の上、申込みをします。 る取引の規約等に同意します。 第1条(個人情報の収集・保有・利用、預託) 第1条(個人情報の収集・保有・利用、預託) (1) 会員は、今回のお申込みを含む株式会社クレディセゾ (1) 会員は、今回のお申込みを含む株式会社クレディセゾン ン(以下「当社」という)との各種取引(以下「各取引」と (以下「当社」という) との各種取引(以下「各取引」とい いう) の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報(以 う) の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報(以下 下これらを総称して「個人情報」という)を当社所定の保護 これらを総称して「個人情報」という)を当社所定の保護措 措置を講じた上で収集・利用することに同意します。 置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。 ①各取引所定の申込書に会員が記載した会員の氏名、生年月 ①各取引所定の申込時もしくは各取引において、会員が申込 日、性別、住所、電話番号、E メールアドレス、職業、勤務 書に記載し、もしくは当社所定の方法により届け出た会員の 先、家族構成、住居状況及び申込書以外で会員が当社に届出 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、その他の連絡先情 た事項 報(Eメールアドレス、SNS アカウントその他インターネッ ト上の連絡先を含む。)、職業、勤務先、家族構成、住居状況、 取引目的等の事項 ②各取引に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契 ②各取引に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契 約額、支払回数、決済口座情報 約額、支払回数、決済口座情報等のご利用状況及び契約の内 容に関する情報 ③各取引に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況 ③各取引に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況等 ④各取引に関する申込み及び支払途上における会員の支払能 各取引に関する客観的事実に基づく情報 力を調査するため、会員が申告した会員の資産、負債、収入、 ④会員が申告した資産、負債、収入等、個人の経済状況に関 支出、当社が収集したクレジット利用履歴及び過去の債務の する情報 返済状況

(略) **6** 

報(通話情報を含む)

⑦各取引の規約等に基づき当社が住民票の写し等公的機関が 発行する書類を取得した場合には、その際に収集した情報(公 的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、

⑤各取引において会員からの問合せにより当社が知り得た情

⑤会員の来店、問い合わせ、当社との連絡時における申出等 により、当社が知り得た情報(映像・通話情報を含む)

(略)

⑦各取引の規約等に基づき当社が住民票の写し等公的機関が 発行する書類を取得した場合には、その際に収集した情報(公 的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、

- ①~③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。)
- ®各取引に関する会員の支払い能力を調査するため、会員の 源泉徴収票・所得証明等によって、収入の確認を行った場合 には、その際に収集した情報
- ⑨官報や電話帳等一般に公開されている情報

(2) (略)

## 第2条(営業活動等の目的での個人情報の利用)

- (1) 会員は、第 1 条 (1) に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第 1 条 (1) ①②の個人情報を利用することに同意します。
- ①当社のクレジット関連事業及び金融サービス事業(それらに付随して提供するサービスを含む。)、並びにその他当社の 事業におけるサービス提供、宣伝物・印刷物の送付、電話等による営業案内、関連するアフターサービス
- ②当社以外の第三者から受託して行う当該第三者の宣伝物・ 印刷物の送付、電話等による営業案内

③ (略)

(2) 会員は、前項の利用について、中止の申出ができます。 但し、各取引の規約等に基づき当社が送付する請求書等に記載される営業案内及びその同封物は除きます。

## 第3条(個人信用情報機関への登録・利用)

(1) ~ (2) (略)

(3) 加盟個人信用情報機関の名称、住所、問合せ電話番号、 登録情報、及び登録期間は下記のとおりです。

㈱シー・アイ・シー(CIC)(割賦販売法及び貸金業法に基づ く指定信用情報機関)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファー入トウェ スト 15 階

ナヒッタッイヤル 0570-666-414

ホームへ°ーシ゛アト゛レス http://www.cic.co.jp/

登録情報 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転 免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種 類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量/回数/ 期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残

- ①~③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。)
- ®会員の源泉徴収票・所得証明等によって、収入の確認を行った場合には、その際に収集した情報
- ⑨インターネット、官報、電話帳等において一般に公開されている情報のうち、当社が会員に関する情報と判断したもの(会員情報を用いた検索結果、調査結果等を含む)

(2) (略)

第2条(第1条以外での個人情報の利用)

- (1) 会員は、第1条(1) に定める利用目的のほか、当社が 下記の目的のために第1条(1)①②<u>③④⑤⑨</u>の個人情報を 利用することに同意します。
- ①当社のクレジット関連事業及び金融サービス事業(それらに付随して提供するサービスを含む。)、並びにその他当社の事業におけるサービス提供、宣伝物・印刷物の送付、電話・メール・SNS でのメッセージその他インターネット上の連絡等による営業案内、関連するアフターサービス
- ②当社以外の第三者から受託して行う当該第三者の宣伝物・ 印刷物の送付、電話・メール・SNS でのメッセージその他インターネット上の連絡等による営業案内

③ (略)

(2) 会員は、前項<u>①②</u>の利用について、中止の申出ができます。但し、各取引の規約等に基づき当社が送付する請求書等に記載される営業案内及びその同封物は除きます。

第3条(個人信用情報機関への登録・利用)

(1) ~ (2) (略)

- (3) 加盟個人信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、登録情報、及び登録期間は下記のとおりです。
- (㈱シー・アイ・シー (CIC) (割賦販売法及び貸金業法に基づ く指定信用情報機関)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファー入トウエ スト 15 階

ナヒッタ・イヤル 0570-666-414

ホームへ°ーシ゛アト゛レス http://www.cic.co.jp/

登録情報 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転 免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種 類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量/回数/ 期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残 高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に 関する情報

#### 登録期間

- ①本契約に係る申込みをした事実は当社が㈱シー・アイ・シーに照会した日から 6 ヶ月間
- ②本契約に係る客観的な取引事実は契約期間中及び契約終了後5年間
- ③債務の支払いを延滞した事実は契約期間中及び契約終了後 5年間

※㈱シー・アイ・シー (CIC) の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。 ㈱日本信用情報機構 (JICC) (貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 41-1 北 \* り \* イヤル 0570-055-955

ホームへ°ーシ゛アト゛レス http://www.jicc.co.jp

登録情報 本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、商品名及びその数量等、支払回数等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞等)、取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、強制解約、破産申立、債権譲渡等)

## 登録期間

- ①本契約にかかる申込みをした事実は、申込日から 6 ヶ月を 超えない期間
- ②本人を特定するための情報は、契約内容、返済状況又は取 引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間
- ③契約内容及び返済状況に関する情報は、契約継続中及び完済日から5年を超えない期間
- ④取引事実に関する情報は、当該事実の発生日から 5 年を超 えない期間
- ⑤延滞情報は延滞継続中、延滞解消及び債権譲渡の事実に係る情報は、当該事実の発生日から1年を超えない期間

(4) (略)

高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に 関する情報

#### 登録期間

- ①本契約に係る申込みをした事実は当社が㈱シー・アイ・シーに照会した日から 6 ヶ月間
- ②本契約に係る客観的な取引事実は契約期間中及び契約終了後5年以内
- ③債務の支払いを延滞した事実は契約期間中及び契約終了後 5年以内

※㈱シー・アイ・シー(CIC)の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

㈱日本信用情報機構(JICC)(貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 41-1 ナビットイヤル 0570-055-955

ᡮ᠆᠘ヘ° −୬"アドレス http://www.jicc.co.jp

登録情報 本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名及びその数量等、支払回数等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、延滞解消等)、取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)

## 登録期間

- ①本契約にかかる申込みをした事実は、<u>当社が㈱日本信用情</u> 報機構に照会した日から 6 ヶ月以内
- ②本人を特定するための情報は、契約内容等に関する情報等 が登録されている期間
- ③契約内容及び返済状況に関する情報は、契約継続中及び<u>契</u>約終了後5年以内
- ④取引事実に関する情報は、契約継続中及び契約終了後5年 以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事 実の発生日から1年以内)

(削除)

(4) (略)

第5条(本同意条項に不同意の場合)

第5条(本同意条項に不同意の場合)

当社は会員が各取引のお申込みに必要な記載事項(各取引の申込書で会員が記載すべき事項)の記載をされない場合及び本同意条項の全部又は一部を承認できない場合、各取引のお申込みに対する承諾をしないことがあります。但し、第2条(1)に同意しないことを理由に承諾をしないことはありま

当社は会員が各取引のお申込みに必要な記載事項(各取引の申込書で会員が記載すべき事項)の記載をされない場合及び本同意条項の全部又は一部を承認できない場合、各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることがあります。但し、第2条(1)①②に同意しないことを理由に各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることはありません。

## 第6条(問合せ窓口)

せん。

当社の保有する会員の個人情報に関するお問合せや、開示・ 訂正・削除の申出、第2条(2)の営業目的での利用の中止、 その他ご意見の申出に関しましては、下記の当社コンタクト センターまでお願いします。

〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場 1-12-11 関 西ユビキタス 3 階

コンタクトセンター

フリーコール 0120-210-090

#### 第7条(各取引の契約が不成立の場合)

- (1) 各取引の契約が不成立の場合にも、その不成立の理由の如何を問わず、当該各取引が不成立となった事実、及び第1条(1)に基づき当社が取得した個人情報は以下の目的で利用されますが、それ以外に利用されません。
- ①会員との各取引 (新たなお申込みを含む) に関して、当社 が与信目的でする利用
- ②第3条(2)に基づく加盟個人信用情報機関への登録(新設)
- (2) 前項②は、加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関の加盟会員により、会員の支払能力に関する調査のために利用されます。

## 第6条(問い合わせ窓口)

当社の保有する会員の個人情報に関する<u>お問い合わせ</u>や、開示・訂正・削除の申出、第 2 条 (2) <u>①②</u>の営業目的での利用の中止、その他ご意見の申出に関しましては、下記の当社コンタクトセンターまでお願いします。

〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場 1-12-11 関 西ユビキタス 3 階

コンタクトセンター

フリーコール 0120-210-090

## 第7条(契約の不成立時及び終了後の個人情報の利用)

- (1) 各取引の契約が不成立の場合にも、その不成立の理由の如何を問わず、当該各取引が不成立となった事実、及び第 1条(1) に基づき当社が取得した個人情報は以下の目的で利用されますが、それ以外に利用されません。
- ①会員との各取引 (新たなお申込みを含む) に関して、当社 が与信目的でする利用
- ②第3条(2)に基づく加盟個人信用情報機関への登録
- (2)各取引が終了した場合であっても、第1条(1)に基づき 当社が取得した個人情報は、前項①に定める目的及び開示請求等に必要な範囲で、法令等又は当社所定の期間保有し、利用します。
- (3) 第 1 項②は、加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関の加盟会員により、会員の支払能力に関する調査のために利用されます。

【下線部は改定部分を示します。】